

令和6年3月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和6年3月18日(月) 午後3時30分～午後4時51分

2 場所 721・722会議室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第7号 職員の退職について

第4 議第8号 職員の人事異動について

第5 議第9号 令和6年度山下サダ育英奨学生の決定について

第6 議第10号 富士宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

第7 議第11号 富士宮市公立学校運営協議会規則制定について

第8 議第12号 富士宮市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

第9 議第13号 富士宮市公立学校運営協議会の設置及び富士宮市公立学校運営協議会委員の任命について

第10 議第14号 令和6年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

第11 議第15号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について

第12 議第16号 令和6年度主要施策の策定について

第13 協議事項 富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について

第14 市議会2月定例会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

明日が卒業式で、出席等の要請をされている方もいらっしゃると思いますので、どうぞよろしくお祈りします。

第3 議第7号 職員の退職について

人事に関する案件のため非公開

第4 議第8号 職員の人事異動について

人事に関する案件のため非公開

第5 議第9号 令和6年度山下サダ育英奨学生決定について

個人情報に係る案件のため非公開

第 6 議第 10 号 富士宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 10 号 富士宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 10 号 富士宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について御説明いたします。教育委員会では、小中学校の卒業証書や表彰状など、一度に大量の公印の押印が必要となります。今回、富士宮市教育委員会公印規則を改正し、公印の押印に替えて、印影の刷込みや電子押印に係る規定を加えることで、事務の効率化を図るとともに、押印に係る手続を明確にし、公印の適正な管理を行うために所要の改正を行うものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 10 号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

第 7 議第 11 号 富士宮市公立学校運営協議会規則制定について

(教育長)

次に、「日程第 7、議第 11 号 富士宮市公立学校運営協議会規則制定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

議第 11 号 富士宮市公立学校運営協議会規則制定について御説明申し上げます。

平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 47 条の 5 が改正され、所属に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該学校への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を置くように努めなければならないと示されました。本市においても、公立小中学校に

学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域住民等が未来を担う子どもたちのために連携、協働し、学校と地域の特色を生かした学校づくりや学校や地域の課題解決に向けた取組を一層推進し、将来にわたって持続可能で、地域と学校とが相互に支え合え、連携協働体制の構築を目指します。これらを受け、学校運営協議会の設置、運営に関し、必要な事項を定める富士宮市公立学校運営協議会規則を新たに制定するものです。

以上につきまして、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

以前から説明をいただいている内容で、私たちとしても十分理解をしているものと感じています。その中で、気になることが一つありまして、コミュニティ・スクールと子どもたちはどういう関わりを持つのかということです。学校と地域を運営するという立場では十分議論され、現状の課題も具体的に出してもらっていますし、東小学校における具体的な事例も挙がってきているという点で、かなり機は熟してきていると感じてきているところですが、一方、作っていただいたリーフレットの中にも、最初に子どもにとってと書いてあるわけです。当然、そうだと思います。子どもファーストということだと思いますが、その中でも、学びや体験活動の充実や地域社会の担い手としての自覚、あるいは防犯・防災活動の充実によって安全安心な生活を子どもたちが実現するというようなことで、どれを取っても地域と子どもたちとの関わり合いが非常に大事だと言っています。それを組織的に保障するようなルールや運用になっているかという観点で、読み直しましたが、よく分かりませんでした。

当市の場合は、富士山学習の中で、子どもたちが地域の文化や環境、歴史を大事にしようということを長年続けてきていまして、今年の発表会でもありましたが、子どもたちが1年目は課題を探し、2年目はそれをブラッシュアップし、3年目はそれを地域に広げていくというようなことを挙げている中学校もあります。つまり、地域と学校の主人公たる子どもたちとの関係が富士山学習で大事にされていると感じています。

話は戻りますが、コミュニティ・スクールの中で、子どもの存在をどんなふうに取り扱うのかぜひお聞きしたいです。

法律に定められているコミュニティ・スクールのフレームを変えてほしいということを申し上げているわけではなく、富士宮市らしいコミュニティ・スクールをつくる時に、そういった地域と子どもたちの関係を大切にしているというルールづくりがこの文章で現れているがどうか知りたいです。そのような観点でぜひお話を聞かせていただきたいと思います。

(学校教育課)

ありがとうございます。コミュニティ・スクールにおける子どもの位置づけ、それから子どもの意見表明、またそのコミュニティ・スクールへ参加することにつきましては、あり方検討委員会の中でも、子ども基本法の4つの柱の中の一つに、子どもの意見をしっかりと尊重しましょうという柱がございます。そうしたことを受けまして、学校運営協議会の中に子どもをどのように位置づけていくのか、子どもの意見表明をする機会をどう協議会に生かしていくのか、そういったことにつ

いては少し話題になる場面もありました。

コミュニティ・スクールは、本当にこどもの健全育成であるとか、社会総がかりで学校運営を支えていくということがメインテーマですので、こども中心の活動になるということはコミュニティ・スクールが充実していく中で、はっきり見えてくるものだと思っておりますし、こども自らが学校や地域づくりに参画していくことも想定範囲内ではあります。ただ、それにつきまして、はっきりとした文言が規則やマニュアルの中にはありません。

次年度、先行して研究実施しております東小学校、それから芝川中学校においては、こどもの参画、学校運営協議会の関わり方も含めて研究をしていくという予定になっておりますので、その成果と課題をしっかりと整理しながら、本日、配付させていただいておりますマニュアルの中に、このあたりのことをしっかりと整理をして載せていくというような方向で取組をしていきたいと考えています。まずは、東小学校と芝川中学校の関わりの成果を来年度、しっかり見極めながらマニュアルの中に落とし込んで調整していきたいと考えております。ありがとうございます。

(教育委員)

今のお話のように初年度はなくてもいいと思うのです。しかし、今後、そこに視点を置いて、事例を検証して具体化していくという方針だけはもってもらいたいです。そうでないと、東小学校でそうだったから、こちらもこれでいいでしょうとなってしまうとこどもたちはどこかへ行ってしまって、まちづくりのためのコミュニティ・スクールのようにになってしまう可能性があるということが非常に心配です。令和6年度もあり方検討委員会は継続して開催されますので、ぜひ取り上げて行ってほしいと思っておりますし、特に、小学校の場合はまだ関わり方が非常に難しく、先生方が具体的な指導をしていかないと難しい気がするのですが、中学校においては、もう自分たちで様々なことを考えてやっていくということをしているわけです。

その中で、例えば、コミュニティ・スクール委員というものを、中学3年生、2年生につくっていただき、コミュニティ・スクールの会議に参加してもらうとか、規則の第14条第4項にある関係者の出席を求めると規定されているので、守秘義務を有するような議題のときに出席することが必ずしも適切かどうかということもありますが、こどもたちの地域での活躍、あるいは知見を広めるような議題のときには関係者として参加をしてもらうようなアイデアもどうかと思いましたので、加えて検討していただければと思います。

(教育長)

結局、学校運営協議会ですから、運営の前に経営というのがあります。だから、どんな経営をするのかということを経営デザインで示す中で、そこに生徒の位置づけ、価値づけをして、それでいいかどうか、学校運営協議会で確認した後、実際にそれがどのように運営されていくのかといったときに、こどもの意見を聞くということを担保することと、こどもたちの様々な活動をどのようにこの学校は考えていくのかということは、学校運営協議会の最初の会議のときに校長が自分の学校の経営デザインを示して、その中で協議していく流れで行くのかなと思っております。

学校経営の責任者は校長だから、校長が教育課程をつくるときに、併せて、こどもたちの様々な教育活動をどのようにしていきたいのか、学校をどうしていきたいのかということ職員と一緒に話し合っただけでいいので、それが基になっていくと思います。だから、文部科学省としては、組織立って経営デザインを最初につくって、それに合わせたカリキュラムや教育

課程をつくってという流れになっているので、それが形になっていくときの最終的な地域と子どもをつなぐような組織になっていくのかなという捉え方をしています。

(教育委員)

今の話でよく分かりました。

リーフレットの中にも、こどもの絵が描いてあります。恐らく思いがあって、配置してくれているのだろーと思っっています。どこにあるかという、今おっしゃったようにグランドデザインのところにあります。つまり、学校運営協議会に出す前のグランドデザインを学校で教職員の皆さんや子どもたち、地域の意見も聞きながら、校長の責任の下にグランドデザインができていくという現状だと思うのです。そこで、子どもたちが参加しているとは読めるのです。

先ほど申し上げた学校運営協議会で子どもたちの意見を聞く、あるいは提案した内容を検証するときに子どもたちと一緒に協議するようなことをやると、子どもたちにとって良い学校にもなるし、地方自治を学ぶことのきっかけにもなりますから、ぜひそこは御検討お願いします。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。

(教育委員)

ただいまの教育長や教育委員の考え方を聞いて、非常に感銘を受けました。本日、配っていただいたリーフレットには、こどもの姿がきちんと書かれていて、30年前に子どもの権利条約を批准していますが、最近、アドボカシーという考え方が非常に新聞とか教育界の中でも話題に上がるようになってきましたので、人権教育の観点からぜひ大事にしていきたいと思っいます。

今回の提出された規則を読ませていただいた中で、3点教えていただきたいことがあります。第9条第4号、委員会が必要と認める者については、市域に居住していない者を任命するというものの可能性もあるのでしょうか。これが1点目です。

2点目は、第10条第2項第2号、委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用することとありますが、地域に在住する、例えば、市議会議員などは、この学校運営協議会への参画が認められると考えるとよいのでしょうか。

3点目は、第14条、会議は開催日前に議案を示して招集するとありますが、招集するのは会長なのですが、その招集の事務手続、事務処理は誰が行うのかということが気になっておりまして、地域学校協働本部には地域コーディネーターがいるのですが、学校運営協議会の招集、開催ということについては、学校の教頭や教務主任がそれを担うのでは本末転倒というか、多忙感がかえって増してしまうので、その事務については誰が行うのかということが明記されていないので、その3点をお尋ねしたいと思っっています。

(学校教育課)

この後、運営マニュアルの案をお示しさせていただいて、学校運営協議会の中身について触れさせていただこうかなと思っっているのですけれども、こちらの資料にも、そういったことの質問に答えるような記述もありますので、併せて御覧いただければと思っっております。

第9条第4号につきましては、委員会が必要と認める者ということですが、学校が学校運

営協議会を進めるに当たって、いろんな事業を地域の方々や保護者の方と一緒に進めていく状況が想定されます。そういったときに、特別にアドバイスををいただきたいなんていう場合も生じてくることも想定はしてはおります。ただ、最初は、地域のことで、地域の方々为抓手り学校運営協議会の委員として学校を身近に見て、学校の課題解決を図っていくというふうに想定しておりますので、学校運営協議会という会が成熟していく段階においては、そういった外部の方からの専門的な方からのアドバイスというのも当然、必要になってくるということは想定しておりますけれども、現段階では、地域の方を中心に校長が推薦をしてくる者を私たちが教育委員会の皆さんに御判断していただいて承認していくという形で考えております。

それから、第10条第2項ですけれども、委員としての地位の政治活動というところに関して、議員が委員として推薦されることに関しては、特に問題ないと捉えております。ただ、その中で、御自身の政治活動をするような状況があるということについては、事前に校長が委員として推薦する際には、学校運営協議会の趣旨や目的について、この規則を使いながら十分説明してから推薦をしましょう、また御相談を経てから推薦を上げてくださるとマニュアルの中にも示させていただきました。そのため、そういったことも十分御理解していただいた上で、議員が委員として推薦されてくると考えております。

それから、第14条の招集のことです。将来的には、今、委員からご指摘いただいたように、学校の職員がそれを担うということについては、業務が増えてしまう状況が想定されて、御指摘のとおりだなと思っておりますけれども、まず立ち上げの段階につきましては、学校職員がある程度補助するような形を取っていく必要があると考えております。

Q&Aの中に、そのあたりを書かせていただきましたが、最初は教頭や教務が事務の手伝いをしながら、委員の中から事務局を担う方を互選で選んでいただいて、そこで最終的には委員の方々が校長と相談をする中で、開催日や話し合う内容等について協議をして周知していくというような形を取っていきたいと思っておりますが、最初の段階はなかなかそのあたりで難しいところがありますので、学校職員と委員の代表者とで打合せをしながら一緒に進めていくということで様子を見ていきたいと考えています。

(教育委員)

事務局については、教頭、教務等が最初に主体になってということですが、きちんと仕分をしていかないと難しいことなので、しっかりと研修等を積んで、それについては明確にさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第11号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

第 8 議第 12 号 富士宮市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

(教育長)

次に、「日程第 8、議第 12 号 富士宮市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

それでは、議第 12 号のページをお開きください。富士宮市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について御説明をいたします。

同規則第 22 条の 4 において、学校に学校評議員を置くものとするとして定めています。学校評議員制度は、校長の求めに応じて学校評議員が学校運営に関する意見を述べる制度であります。

一方、平成 29 年 3 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 が改正され、各学校に学校運営協議会を置くことを努力義務といたしました。また、文部科学省は、学校評議員会の仕組みを土台として、学校運営協議会に発展的移行を推進しています。これを受け、学校管理規則第 22 条の 4 第 1 項「学校に学校評議員を置くものとする」の後に、「ただし、学校運営協議会を置く学校はこの限りでない」とただし書を加えるものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 12 号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

第 9 議第 13 号 富士宮市公立学校運営協議会の設置及び富士宮市公立学校運営協議会委員の任

命について

(教育長)

次に、「日程第 9、議第 13 号 富士宮市公立学校運営協議会の設置及び富士宮市公立学校運営協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

議第 13 号をお開きください。富士宮市公立学校運営協議会の設置及び富士宮市公立学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

富士宮市公立学校運営協議会規則第 4 条の規定により、富士宮市公立学校運営協議会を次のとおり設置し、同規則第 9 条の規定により、富士宮市公立学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものです。

設置学校は、これまで 3 か年にわたって学校運営協議会の効果的な運営について試行的に実施し、一定の成果を上げている富士宮市立東小学校です。

次のページを御覧ください。学校運営協議会委員につきましては、ページに示すとおりです。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

今後、中学校、幼稚園、保育園とか、ここに学童の責任者が入っていますので、こどもの様子や地域の様子をととてもよく把握してくださっているかと思いますが、そういったメンバーをその学校の日常にもよりますけれども、入れていただくということも考えていただけるといいなと思っています。

(教育長)

要望ということでよろしいですか。

(教育委員)

要望で結構です。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 13 号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

第 10 議第 14 号 令和 6 年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
(教育長)

次に、「日程第 10、議第 14 号 令和 6 年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

議第 14 号 令和 6 年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について説明いたします。

学校医等の委嘱につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会から推薦していただいた方に対し、学校長からの内申に基づきまして教育委員会が委嘱しております。

令和 6 年度の委嘱につきましては、学校医については全ての学校で、昨年、前回と変更なく同様の方となります。学校歯科医につきましては、上井出小と北山中の 2 校が変更になります。学校薬剤師につきましては、富士根北小、白糸小、上野小、柚野小、柚野中の 5 校が変更になります。こちらにより全学校より内申が整いましたので、別表のとおり委嘱するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 14 号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

第 11 議第 15 号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第 11、議第 15 号 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

それでは、富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について御説明をさせていただきます。
今回委嘱するスポーツ推進委員は、全員で 43 名であります。うち再任が 29 人、新任が 14 人
あります。選任の方法につきましては、各自治会からの推薦によるものでございます。
任期につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年となります。
よろしく御指摘の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。
質疑が終わりましたので、議第 15 号について採決します。
本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

第 12 議第 16 号 令和 6 年度主要施策の策定について

(教育長)

次に、「日程第 12、議第 16 号 令和 6 年度主要施策の策定について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 16 号 令和 6 年度主要施策の策定について説明を申し上げます。
本案は、令和 6 年度に教育委員会各課において実施を予定しております主な施策や事業をまとめたものとなります。また、こちらの主要施策につきましては、市議会に送付し、市のホームページでも公開することを予定しております。
それでは、教育総務課から順に、令和 6 年度に取り組む主な施策について説明をいたします。
令和 6 年度の主要施策を御覧ください。学校施設の整備については、改築事業として、芝川中学校普通教室棟改築工事及び富士見小学校屋内運動場改築工事を実施いたします。芝川中学校の普通教室棟の改築につきましては、令和 7 年 1 月から供用開始、富士見小学校屋内運動場につきまして

は、令和6年9月からの供用開始を目指しております。

また、東小学校管理教室棟改築に伴う仮設校舎賃貸借業務及び黒田小学校屋内運動場の改築に向けた基本設計、実施設計を行います。

教育総務課は以上となります。

(学校教育課)

続きまして、学校教育課です。

学校教育課では、一人一人のこどもはかけがえのない存在であるという考えを根底に、誰一人取り残されない学校教育の実現を5つの重点目標を据えて取り組んでまいります。

まず、1つ目、学校づくりの支援では、富士宮市教職員研修指針を改定し、キャリアステージに応じた研修の充実を図ります。特に、経験20年目の教員、養護教諭を対象としたミドルリーダー養成講座を新たに実施いたします。大学の准教授を研修のコーディネーターに招聘し、年間を通して各自が自校で取り組むプロジェクトの実施を通して学校経営に係るマネジメント力の育成に取り組めます。

また、外国人生徒指導支援員として、新たに中国語の支援員の枠を確保いたしました。該当児童生徒の学習言語としての日本語の習得に取り組めます。

2つ目、確かな学力が育つ授業の充実では、市内全体研修会の確かな学力が育つ授業の構想図を授業改善の基盤とし、こどもの学習状況を丁寧にとり、適切な指導や支援を講じる学びの伴走者としての教師の役割について研究を深めます。

3つ目、人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくりでは、いじめ、不登校の未然防止、早期対策に取り組めます。特に新しい生徒指導提要に示された発達支持的生徒指導を実現させ、児童生徒自らが自発的、自主的に発展させる支援を目指します。

部活動の地域連携、地域移行に関しまして、9月以降にモデル部の試行を実施し、本格移行に向けた調査、準備を加速させます。

学校の安全安心の一層の推進では、1人1台端末を活用し、健康アプリを活用して、こどもがいつでも心身の不調を意思表示できる環境を整えます。これにより、こどもの心身の不調を早期に発見し、チーム学校でいじめ防止、不登校対策に取り組めます。

最後に、学校、家庭、地域の連携と協力では、地域とともにある学校を目指し、学校運営協議会規則を制定し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進に努めます。

学校教育課からは以上です。

(社会教育課)

社会教育課の来年度の重点項目としましては、令和6年度に富士宮市こども計画の策定に伴い、子ども・若者計画も策定の予定になっております。つきましては、家庭教育への支援や社会性を育む青少年の体験学習の推進、地域学校協働本部事業、富士宮市子ども・若者支援協議会の運営等により、こどもの成長と安全安心を地域で守るような良好な社会環境の整備に努めることを重点項目として挙げております。

(文化課)

まず、文化課として取り組めますのは、昨年度から継続して取り組むものが多くなっております

が、その中で文化財の保護活用のところですが、歩く博物館については現状確認と、今までも活用はしておりますが、さらなる活用に取り組んでいきたいと考えております。

また、文化財保存活用地域計画、これも昨年からの取り組んでいる事業でございますけれども、こちらにつきましても同じく取り組む予定として策定を目指してまいります。

それから、郷土史博物館の検討について、文化財保存活用地域計画の検討と併せ、その役割をより一層明確にしていくということに取り組んでまいります。

また、埋蔵文化財センターのところに記入してありますが、現在の施設、浸水想定区域にありますので、出土品を含めた文化財について、移転に向けた調査を行うということで取り組んでいきたいと思っております。

また、郷土資料館につきましては、文化会館のリニューアルに伴い休館となります。市民ホールなどを利用した移動展示を展開すること、また移動展示用のパネル作成を行い、博物館の理解にもつながるように努めてまいります。

最後に市民文化会館ですけれども、こちらはリニューアル工事をを行います。リニューアルに合わせて耐震性能の向上、それからユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境改善など、利用者の安全安心、快適性の向上を図るというふうに取り組んでまいります。

また、昨年度から継続しているものも含めまして、いよいよ本格的に文化会館も工事に入りますし、博物館についても、それから文化財保存活用地域計画についても山場に差しかかってまいりますので、一層頑張っております。

(スポーツ振興課)

スポーツ振興課ですが、本年度も健康づくり、市民ひとり1スポーツ活動の推進、スポーツ交流事業の推進、体育施設の管理運営、各種大会の支援を柱としてスポーツ施策を推進してまいります。

スポーツ振興課からは、特に重点的に取り組む項目について説明させていただきます。体育施設等の整備は、屋内市民プールの水槽改修を行い、利用者が安心安全に使用できるようにいたします。

また、各種大会の支援では、富士山女子駅伝のほか、昨年に引き続き卓球Tリーグ、日本女子ソフトボールリーグを開催し、富士山カップ中学生バレーボール大会、富士山カップ少年少女サッカー大会の成功に向けた支援を行います。

スポーツ振興課からは以上です。

(学校給食センター)

学校給食センターです。

大きな変更ではございませんが、引き続き安全で安心な学校給食の提供に努めていきます。新型コロナウイルス感染症が5類になったことから、市民等対象とした給食センターの施設見学と試食を再開します。

学校給食センターからは以上です。

(中央図書館)

中央図書館です。

大規模施設改修工事が終了し、令和6年度の改修はありません。

ここ数年、新型コロナや長い期間の工事により利用の減少が課題となっております。中央図書館、

西富士図書館の長寿命化によるリニューアル、芝川図書館の LED 化など、利用環境が改善されたことから、各種サービスの充実を図り、利用増加に努めます。

令和 7 年度に、(仮称)富士根交流センターの開館が予定されております。センター内には、他の交流センター同様、図書館システムでつないだ図書室の設置が予定されております。また、昨年 12 月に(仮称)富士宮市デジタル田園都市構想総合戦略が策定され、その中に令和 7 年度に導入が予定されております電子図書館事業につきましても、令和 7 年度に向けて審議をしていきます。

中央図書館からは以上になります。

各課の説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

富士山学習において、小中 7 年間の探求的な学習というのは小学校 3 年生からやっているのですか。

(学校教育課)

はい。小中連携で 7 年間です。

(教育長)

ほかにはどうですか。よろしいですか。

(教育委員)

文化会館のことでお伺いしたいのですが、リニューアル工事に伴い、今まで文化会館を利用してきた人たちの代替の場所の確保というのはできているのかどうかということと、あと、そういう案内はどのように行っているのかということをお聞きしたいと思います。

(文化課)

代替の場所はなかなか確保できないものですから、今まで文化会館を定例的に利用されていたような団体につきましては、もう昨年ぐらいから使えなくなるので会場を探していただきたいというアナウンスはしております。

相談があった団体については、芝川のくれいどるとか、安藤記念ホールとか、そういったところの使い勝手を御案内して、その上で使うか、どうするかということは、その団体の判断に委ねるしかないものですから、そういった施設の紹介はさせていただいております。また、紹介をした上で、施設側には、こういうお話がありましたという情報提供も図っております。ただ、施設的には文化会館と同程度の施設はございませんので、富士市のロゼシアターとか、そういったところを使っただけしかないような状況にはなっております。

アナウンス自体は、かなり前から、各団体にはしておりますので、そういったところでの混乱は、今のところ特にこちらには入ってきておりません。

(教育委員)

学校給食センターで、常日頃、おいしそうな給食の写真を資料としていただいているのですが、給食内容の充実等で、連絡ノート等を使用しているとあるのですが、近代化された給食センターのシステムの中に、こうした言葉のやり取りの中で、嗜好だとか、生徒の献立に対する興味関心等を受け止めようとする姿勢が素晴らしいなといつも思っているものですから、こういったアナログの取組が、やはりおいしい給食、安全な給食を届けるセンターをつくっているのだなと思って読ませていただきました。こういった素晴らしい取組、それから市民の皆さん、保護者の皆さんにも、そういった工夫や取組を理解していただけるように、またアイデアを生かして紹介をしていただけたらと思っています。

(教育委員)

外国人英語指導の関係ですが、派遣員の配置についてはどのように進め方をしているのでしょうか。

(学校教育課)

外国人指導のことについてお答えさせていただきます。

これまでもスペイン語とポルトガル語については指導員を確保しておりまして、子どもたちの授業に寄り添って支援したり、また翻訳の作業をしたりしてまいりました。そのため、これに新たに中国語が加わったということで、中国語の言語の方もさらに支援の幅が広がったと考えておりますので、また様子を見ながら、支援員のニーズは結構ありますので、上手に各学校に配置できるような形で担当のほうとも検討していきたいと思っています。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、議第 16 号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

第 13 協議事項 富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について

(教育長)

次に、「日程第 13、富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について」を協議します。

協議に当たり事務局の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について御説明いたします。

本案は、2月の臨時教育委員会におきまして皆様に御協議いただきました案件でございます。基本方針をご覧ください。

その中で、適正化に向けた今後の取組につきまして、過大規模校の取組についての記載についてはどうかというような形で御指摘をいただきました。我々で検討いたしまして、現時点では31学級の富士宮南小学校が過大規模校に該当いたしますが、自然減もございまして、令和7年度には30学級となる見込みです。その後も徐々に減少し、令和11年度には28学級まで減少する見込みとなります。そのため、今回の基本方針には過大規模校についての方針は記載しない方向で考えております。

また、本日協議事項として提出させていただきました方針を、御意見等があれば修正させていただき、パブリックコメント実施に当たっての素案とさせていただきます。

以上が基本方針についての説明になります。よろしく願いをいたします。

(教育長)

何か御意見等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑が終了しましたので、お諮りいたします。

本案をパブリックコメント実施に当たっての素案とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、協議を終了いたします。

第14 市議会2月定例会の報告

(教育長)

次に、「日程第14、市議会2月定例会の報告ですが、事前に資料はお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、以上で質疑を終わりにします。
以上で3月定例会を閉会します。お疲れさまでした。